

宇治市第6次行政改革大綱

平成25年9月

宇 治 市

目 次

はじめに	1
第6次行政改革の基本方針	2
1 基本方針	2
2 基本的な考え方	3
3 目標設定と見直し	3
4 3つの基本施策	4
5 推進体制	5
第6次行政改革の具体的な方策	6
1 行政経営の品質向上	6
（1）市民サービスの品質向上	6
（2）就学前教育の検討	6
（3）公金収納手法の見直し	6
2 組織・行財政運営の効率化	7
（1）職員の意識改革・マネジメント能力の向上	7
（2）組織改革の推進	7
（3）給与等の適正管理	7
（4）市税等の徴収率の向上	7
（5）健全な行財政運営の堅持	8
（6）入札制度の充実	8
（7）公社等の経営健全化	8
（8）事務の品質向上	8
（9）市有財産の有効活用	8
3 民間活力の活用と協働によるまちづくり	9
（1）民営化・民間委託化の推進	9
（2）公の施設の適正な管理	9
（3）市民・NPO・大学等と行政との協働の推進	9

はじめに

我が国の経済状況は、着実に持ち直しているとされており、少しずつではありませんが経済状況が改善してきております。しかし、先行きは、景気回復に向かうことが期待されているものの、未だ不透明であり、今後の動向を引き続き注視する必要があります。

また、宇治市の財政状況も景気の低迷等により、平成23年度の市税収入は平成22年度とほぼ同水準にとどまった一方、歳出は扶助費がこの10年間で2倍、150億円を超える状況となり、財政の硬直化は確実に進んでいます。さらに、人口減少・少子高齢社会の進展などにより、行政に求められる役割がますます増大する一方で、経済成長が低水準でとどまっており、現在の地方税財政制度を前提とすると、中・長期的には、宇治市を取り巻く状況は、より厳しいものになると予想されます。

こうした状況を踏まえ、限られた経営資源を最大限活用することで、より一層市民の福祉を増進し、市民満足度を高めていくとともに、最少の経費で最大の効果をあげられるよう行政経営の品質を向上させるため、引き続き行政改革の取り組みを推進していく必要があります。

本市における行政改革は、昭和61年に「宇治市行政改革大綱」を策定して以来、第5次行政改革まで順次取り組みを実施しており、一定の成果をあげてきたところです。

これまでの行政改革における取り組みの成果・課題を踏まえ、今後の行政改革の推進にあたり、宇治市行政改革審議会を平成24年5月24日に設置し、宇治市第6次行政改革に関する方策について諮問を行いました。その後5回の審議を経て、平成25年3月29日に答申を頂きました。この答申を十分踏まえ、今後の行政改革に当たっての基本方針や具体的な方策について以下のとおり取りまとめました。

第6次行政改革の基本方針

1 基本方針

基本指針

行政改革の着実な推進を図るため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、宇治市第5次総合計画（計画期間：平成23年度～平成33年度）の基本構想に定められている「信頼される都市経営のまち」に基づき、「行政改革・適正な行政運営の推進」を図ることを基本指針とします。

第5次行政改革における課題への対応

第5次行政改革における課題としては、進捗の遅れている項目について原因を分析し、課題が何なのかについて明らかにすることや、項目が多すぎることから、真に取り組むべき項目が見えにくいということがあげられます。

そのため、進捗の遅れている項目の進行管理のあり方や適切な項目の設定などについてさらに改善を図ることとします。

進行管理

行政改革の実効性を高めるために、計画期間中であっても必要に応じて実施項目の追加や削除が行えるような柔軟な進行管理を行うこととします。

計画の期間

これまでの行政改革の取り組み期間を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

その他留意点

個々に進行している行政改革に関する各種部門別計画との整合を図ることとします。

2 基本的な考え方

第6次行政改革では、これまでの行政改革で進めてきた「選択と集中」による効率化はもちろんのこと、市がより市民満足度を高めるため、新たな行政課題に果敢に挑戦するためには、これまでの人口の増加と高い経済成長をベースにした行財政のあり方を見つめ直し、行政サービスについて量から質へと転換を図る必要があります。

そのため、既存の事務事業の見直しを図り、限られた経営資源を最大限活用することでより一層市民の福祉を増進し、市民満足度を高め、最少の経費で最大の効果をあげるよう取り組んでいく必要があります。

また、各担当部署の個別の取り組みについては、より一層連携させ、総合的に推進していくことでより高い成果をあげることが可能になります。このため、複数の部署で横断的な取り組みが必要なものを実施計画の対象とすることを基本的な考え方として「第6次行政改革大綱」及び「第6次行政改革実施計画」を策定しました。

3 目標設定と見直し

実施計画において、それぞれの行政改革実施項目の各年度の計画を設定していますが、行政改革を着実に実行していくためには、PLAN(計画) DO(実行)

CHECK(点検・評価) ACT(改善)のPDCAサイクルによる、継続的な見直しを行う必要があるため、毎年、前年度の取り組み状況について点検・評価を行い、次年度以降の計画について見直すこととします。

また、取り組みが遅れている場合については、その原因や課題等について、できる限り具体的に分析を行い、対策を講じるとともに、必要に応じて、計画期間中であっても実施項目の追加や削除が行えることとします。

4 3つの基本施策

(1) 行政経営の品質向上

「基本的な考え方」を受け、行政は、これまでの右肩上がりの人口や経済成長を前提とし、直接供給するサービスの量の拡大を重視した行財政運営から、市民の福祉の増進を図り、市民一人ひとりの満足度を高め、いうまでもなく最少の経費で最大の効果を得られるよう、真に必要な行政サービスを提供するために、その役割をしっかりと果たす必要があります。一方で、これからの行財政運営は、行政のみでなく社会全体で解決を図る仕組み作りを進め、未来に向かって持続可能な行財政運営の改革を進めることが必要です。

そのため、常に市民の視点で、市役所のあらゆる仕組みを相互に連携させ、組織のあるべき姿に向かって改善を進めることで、市民満足度の高いサービスを提供し続けることのできる「行政運営の仕組みの質」である行政経営の品質を向上させる取り組みを進めます。

(2) 組織・行財政運営の効率化

行政経営の品質向上を図っていくためには、これまで以上に職員一人ひとりの能力を高め、管理監督者のマネジメント能力を向上させるとともに、最も効果をあげやすい組織設計について検証することが必要です。

また、引き続き市民目線に立った改革を進め、より一層効果的で効率的な事務事業を目指してそのあり方を常に見直すこと、さらに、歳入の確保や計画的・効率的な事業推進、公社等の健全経営化に向けた支援などの取り組みを進めます。

(3) 民間活力の活用と協働によるまちづくり

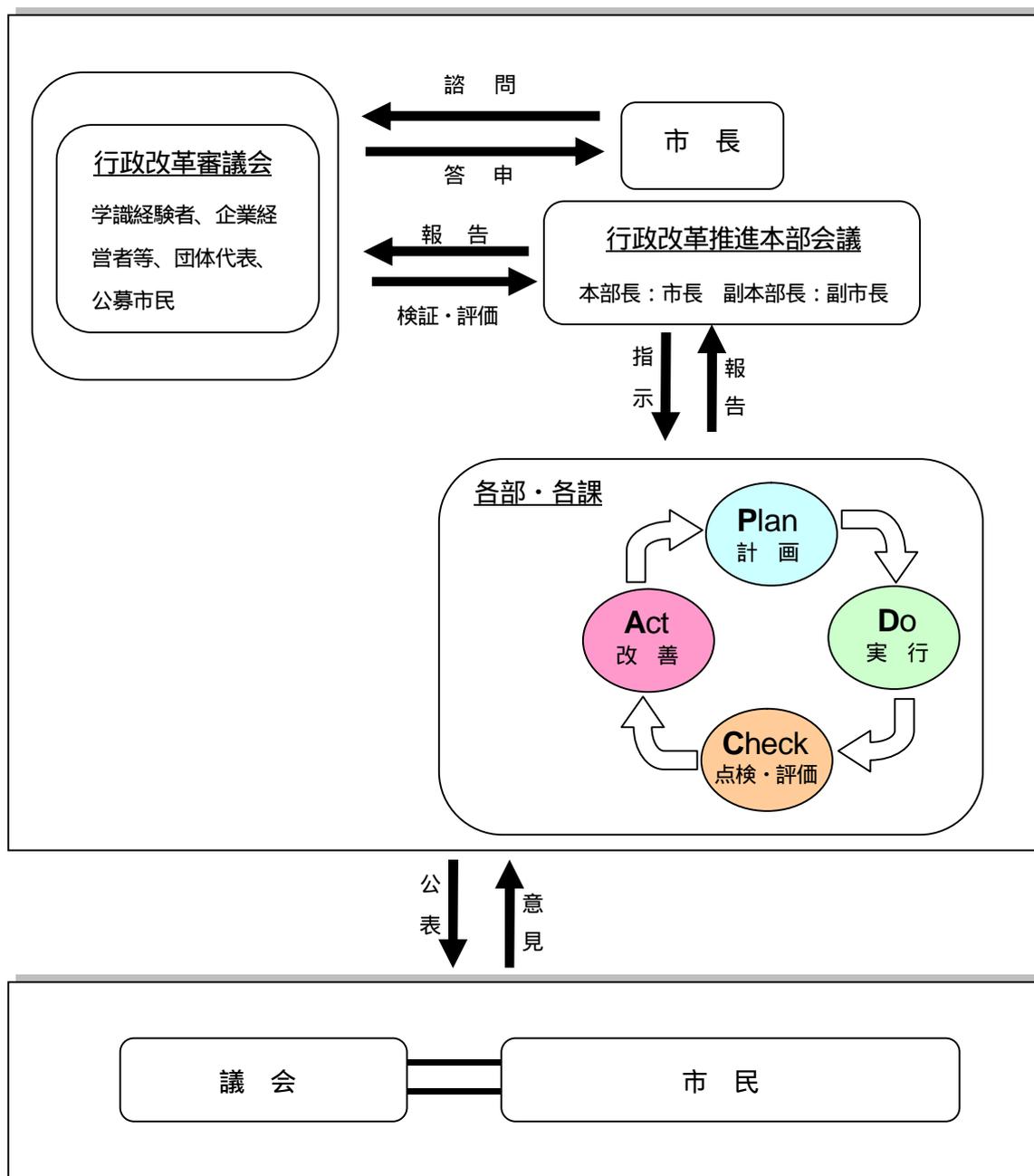
保育所の民営化や学校給食調理業務の民間委託化、可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託化を進めて来ましたが、今後も引き続き、さまざまな分野において民間活力の活用について取り組みを進めます。

また、市民や地域が自助、共助による取り組みを進められる中で、真に行政が取り組むべき課題については公助による取り組みを進め、それぞれの立場を尊重し、責任を果たしつつ、市民参画と協働によって取り組みを進めます。

5 推進体制

行政改革を着実に実行していくために、行政改革推進本部会議を中心に、各部・各課においてPDCAサイクルによる業務の見直しを行いながら、計画期間中であっても必要に応じて実施項目の追加や削除ができるように、行政改革審議会を通年設置し、同審議会において検証・評価を行い、適正な進行管理を行います。

また、進捗状況については、議会に報告するとともに、市政だよりやホームページで公表することにより、広く市民に説明します。



第6次行政改革の具体的な方策

1 行政経営の品質向上

(1) 市民サービスの品質向上

市民の満足度を高めていくためには、サービスの量的拡大のみでは困難であり、サービスの質そのものを高めなければなりません。とりわけ、市民と接する部署ではスムーズな対応そのものがサービスであり、そのことが利用者の満足度に直結します。その質的向上のために接遇技術の向上、待ち時間の短縮化、ITを活用した情報発信など市民目線に立ったサービスのあり方を検討します。

(2) 就学前教育の検討

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会をさらに推進するため、就学前教育のあり方については、子ども・子育て支援新制度を見据え、市民ニーズの把握を行ったうえで、そのニーズに的確に応えることが出来る仕組みを検討します。

(3) 公金収納手法の見直し

公金収納方法の充実は利便性向上の面だけでなく、収納対策においても有効な手法のひとつです。平成23年度よりコンビニエンスストア収納を開始しましたが、今後はクレジットカードなどを活用した新たな収納方法やマルチペイメントネットワークを活用した口座振替手続等についても検討します。

2 組織・行財政運営の効率化

(1) 職員の意識改革・マネジメント能力の向上

市民ニーズが多様化・高度化する中、行政経営の品質向上を図る観点からも、職員の意識もこれに合わせて改革していく必要があります。職員の意識改革は人材育成の重要な課題の一つであり、職員研修等を通じて今後の宇治市を担う人材の育成に努めるとともに、職員の意識改革を図ります。あわせて、管理監督者のマネジメント能力の向上を図ります。

また、人事考課においては、多面的評価や評価を給与処遇へ反映することも検討します。

(2) 組織改革の推進

組織改革の推進については、社会状況の変化や市民ニーズを的確に捉え、政策目標に基づいた柔軟で効率的な組織・機構の見直し、また、市民にわかりやすい名称となるような見直しを図ります。

あわせて、最少の人員で最大の効果をあげるべく、行政が真に担うべき役割を見定め、計画的・効率的な事務執行などにより適正な定員管理を進めます。

(3) 給与等の適正管理

給与制度については、職務・職責を重視した勤務実績が適切に反映される仕組みを検討するとともに、人事院勧告や類似団体等の状況を踏まえながら、引き続き給与の適正管理に努めます。

また、長時間の時間外勤務は職員の活力低下や健康障害を起こす要因となり、行政運営にも影響を及ぼすため、時間外勤務の縮減に努めます。あわせて、振替休日の取得についても、振替制度の内容の周知とともに、取得の徹底を図り、振替率の向上を図ります。

(4) 市税等の徴収率の向上

市税や各種料金は行財政運営の根幹を成す財源であり、公平・公正の観点からも徴収率の向上に努めなければなりません。市税、各種料金によって状況は異なりますが、共同で課題等の整理や対策を検討し、より一層効果的な取り組みを進めます。

(5) 健全な行財政運営の堅持

持続可能な行財政運営を継続していくために、社会状況の変化等を十分に踏まえ、既存の事務事業のあり方の見直しを図ります。

また、受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料等については適宜見直しを図るとともに中期の財政見通しの策定を行い、公益性、公平性、費用負担のあり方等の観点から、各事業や補助金についても見直しを図ります。

(6) 入札制度の充実

入札制度については、これまでからも、公正で適切な運用を行ってきたところですが、社会状況の変化等を十分に踏まえる中で、今後も必要に応じて、より一層手続の透明性、客観性、競争性を高めるため、継続的な見直しを進めます。

電子入札については、平成 2 3 年度に一部導入し、その後、利用の拡大を図ってきましたが、残る分野への拡大についても検討を進めます。

(7) 公社等の経営健全化

宇治市が出資を行っている公社等は、行政の一翼を担う目的で設立されており、公益の役割を果たす事業を多く実施しています。それらの事業を効果的・効率的に実施することで、さらに充実したサービスの提供が可能となることから、経営健全化に向けた取り組みを促進します。

(8) 事務の品質向上

行政運営は、膨大な事務作業の上に成り立っており、事務作業は行政運営の根幹です。行政経営の品質を高めるため、一つひとつの事務を見つめ直し、一層その品質向上を図ります。

また、適正かつ効率的な事務執行を目指すため、その執行体制のあり方についても見直しを図ります。

(9) 市有財産の有効活用

未使用の市有財産の売却や貸付は、歳入を増加させるための取り組みのひとつとして、既に取り組んでいるところです。しかし、市の既存施設には、まだまだ活用できる部分が残されている可能性があるため、市庁舎や市管理施設等の本来の目的に影響を及ぼさない範囲で市の資産をより有効に活用する手法の研究を進めます。

3 民間活力の活用と協働によるまちづくり

(1) 民営化・民間委託化の推進

民営化・民間委託化の推進について、民間企業等の経営資源や専門性を有効に活用することによって、市民サービスの向上や経費削減といった効率化を図ることとしており、これまで保育所の民営化、学校給食調理業務の民間委託化、清掃業務の可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化等について進めてきましたが、今後も引き続き、さまざまな分野において民間活力活用について取り組みを進めます。

(2) 公の施設の適正な管理

宇治市の公共施設については、「公の施設の管理運営形態について」で示した方針に基づき、指定管理者制度も含めて適切な方法により施設の管理運営を行ってきたところであり、引き続き市民サービスの向上と効率的な施設運営を両立させることを最大の目的とした適正な管理運営の取り組みを進めます。

(3) 市民・NPO・大学等と行政との協働の推進

複雑・多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民・NPO・大学等と行政のパートナーシップによるまちづくりが重要です。また、安全・安心のまちづくりの観点からも、地域の絆や共助の取り組みの重要性が高まっています。このため、地域活動の基盤となる地域コミュニティの活性化と市民協働の推進は喫緊の課題であり、基本的な考え方を整理するとともに、これまで以上に地域コミュニティやNPO等への支援や育成等の取り組みを進めます。あわせて、協働の取り組みに対する職員の意識の醸成を図ります。